

令和7年10月

許可申請事項の変更に係る届出について（車両関係を除く）

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」第23条の規定に基づき、次の事項について変更があった場合は、変更した日から起算して10日以内に、次のとおり書類を作成・入手のうえ、事業系廃棄物対策課へ提出してください。

	住所・ 事務所所在地の 変更		役員等の 変更		名称の 変更	役員の 変更	車庫の 所在地 の変更
	(個人)	(法人)	(個人)	(法人)			
【様式14】許可申請事項変更届出書	○	○	○	○	○	○	○
【様式3】誓約書（注1）			○	○		○	
住民票（本人のみで本籍の記載があるもの） (注2)	○		△ (注6)	△ (注6)		△ (注6)	
登記されていないことの証明書 (法務局が発行するもの) (注2)			△ (注6)	△ (注6)		△ (注6)	
【様式7の1】事務所一覧	△ (注4)	△ (注4)					
【様式7の2】事務所の概要及び案内図	○	○					
事務所の写真（外観及び内部）	○	○					
事務所の使用権を有することを証する書類 (所有:登記簿謄本、借用:賃貸借契約書等)	○	○					
商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） (注2・3)		△ (注3)		△ (注3)	△ (注3)	△ (注3)	
【様式10の1】車庫等一覧							△ (注4)
【様式10の2】 車庫等の概要、案内図及び配置図							○
車庫等の写真							○
車庫等の使用権を有することを証する書類 (所有:登記簿謄本、借用:賃貸借契約書等)							○
洗車設備に係る書類							△ (注7)
【様式15】許可証（写し）	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注5)		

(注1) 役員の退任のみの場合は不要です。

(注2) 交付日が申請日以前3か月以内のものに限る。

(注3) 商業登記簿謄本に限っては変更した日から30日以内に提出してください。

(注4) 事務所又は車庫等を2か所以上有する場合に添付してください。

(注5) 許可証の記載事項が変更になる場合に添付してください。

(注6) 新たに役員として加わった者の書類を添付してください。

(注7) 車庫の所在地変更に伴って変更がある場合に添付してください。